

“あ、こんなところあったんだ。”

富田林で…

新しい出会いしてみませんか？

1 DAY TOUR ~街コン~



八町茶屋

大正浪漫

大正浪漫

富田林市寺内町

平成29年 9月23日 (土)

旅行代金おひとり様

3,900円

タイムスケジュール

9:30 富田林駅 集合

9:45~10:30 旧田中家にてしりとりゲーム

10:45~12:45 八町茶屋にてそば打ち (昼食)

12:55~14:55 大正浪漫さんにてワークショップ

15:00~17:00 寺内町 散策ミッション

17:00 富田林駅 解散

景品プレゼントあり

☆協力し合いゲットしよう

富田林市寺内町

協力：富田林市市長公室 都市魅力創生課

先着30名限定

(最少催行人数20名)

対象者：20~35才 独身男女

新しい出会いを
求める方限定！

街コンツアー
@富田林

ここがツアーのポイント

壱：老舗100年以上！八町茶屋さんでそば打ち体験。

☞自分で作ったそばは絶品間違いなし！（赤ねこ餅付き）

弐：共同作業で仲を深めよう☆明治期に建てられた町屋

大正浪漫さんで「あずきカイロ」または「がま口作り」！

☞製作後にはお菓子を召し上がりいただきオーナーの奥さんが寺内町の魅力をご案内！

参：府内唯一の重要伝統的建造物保存地区である寺内町の散策！

※文化庁選定(平成29年7月31日現在)

(ただの散策ではなく縁結びで有名な薬師堂などスタッフおすすすめを
ピックアップしたシールラリー形成！！)

Official Web Site Of Tondabayashi City



近畿日本ツーリスト
グローバル人材育成塾

私たちが皆様に「おもてなし」をします！



このツアーは関西の大学生がツーリズムビジネス研修の中で「学生オリジナル旅行プラン(イベント)を企画・ツーリズムビジネスを成功させよ！」をテーマに大阪府富田林市にてイベント企画されたツアーです。

- 旅行期間 平成29年9月23日(土)
- ご旅行代金 3,900円(お一人さま)
- 募集人員 30名(最少催行人員20名)
20~35才 独身男女に限ります
- 添乗員 同行します
- 食事条件 朝食0回、昼食1回、夕食0回
- 移動 徒歩にて移動いただきます
- 申込締切日 平成29年9月14日(木)
(但し、定員になり次第締め切らせて頂きます)

ご旅行条件書(国内旅行)

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

■お申し込み

- 1) 所定の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにてお送りいただけた上で、当社は旅行契約の申込みの受付付けをします。予約の申込時点で旅行契約は成立していません。当社は予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申し込みまたは旅行代金を所定の口座にお振込みいただきます。(申込書と申込金の2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)
- 2) 申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 3) a. 旅行開始日より6歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でそれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- 4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- 5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けると(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または事務上の理由でお受けできない場合があります。

② 通信契約のお申し込みの際、会員は申し込みようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。

④ 通信契約で「カード利用日」は、会員および当社が企画旅行契約に基づく旅行代金を支払った日は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日とさせていただきます。

■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金、追加代金を含めた代金を言います。追加代金とは、①1~3人部屋追加代金、②宿泊による宿泊代金を含みます。

■旅行代金に含まれるもの
①交通費 / 日程表に記載された区間の貸切バス・貸切船
②食事代 / 昼食1回
③観光代金 / 日程表に記載された観光時の入場料金
④添乗員代金 / 全行程同行
※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しさせていただきます。

■旅行代金に含まれないもの
上記以外旅行代金に含まれません。参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

①集合前と解散後の費用
②行程中の個人的諸費用
③食事におけるご飲物代

■確定日曜夜
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日曜日表は、ご出発の前日までにお渡しします。ただし、出発7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日前日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運行サービスの提供その他の当社の限りでできない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。幸しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前に当たる日より前にお知らせします。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

取消日	旅行開始日の前日より起算してさかのぼって	当日の旅行開始日	旅行開始後
取消日	10~8日以前	7~2日以前	前日
取消料率	20%	30%	40%
			50%
			100%

当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

■取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません(一部例外)

旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項を言います。
旅行代金が増額された場合、当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合、
当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

- ① お客様の都合が契約書面に記載された最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日曜日は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を前日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により円滑な実施が不可能なとき。

■お客様の責任

当社はお客様は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に発生する賠償額は最大15万円です。(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を受けたとき。

■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別保証規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、旅行品にかかる特別補償金(15万円を限度)(ただし、一個または一社についての特補償額は1万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの一助の提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

■お客様の同意

お客様の同意又は過失により当社が損害を受けたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の旅行

お客様は当社が承認した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等の申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、また、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたり(率%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備の引上げ(料金の引上げの要否)変更の通知及び設備の引上げの通知が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り(2)より	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の等級又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した行程中の旅行開始地となる駅又は目的地(観光地)の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本旅行に本旅行以外の旅行に旅行参加の承諾書又は同意書の交付	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の等級又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の等級、設備、履修その他の客室の件の変更	1.0	2.0
9. 前各項に掲げた変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載がなかった事項の変更	2.5	5.0

■個人情報の取扱いについて

い、当社および旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際に提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。但し、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

口、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレスハ、上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社は以下の場合も旅行の実施はいたしません。この場合は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

■パンフレット作成日: 2017年8月24日 関西富田国046017080

■写真について: 本紙に掲載されるすべての写真・イラストはイメージです。

~~お申し込み・お問い合わせは下記までご連絡ください~~

お申込方法

下記の近畿日本ツーリスト 関西国際交流センターのホームページよりお申し込みください。



※注意: 携帯電話から送信する場合、弊社アドレスからの返信が受信拒否されないように設定をお願いいたします。

http://www.knt.co.jp/dantai/0239/tourdata/tour_027.html

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者におたずね下さい。

旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社

関西国際交流センター

TEL: 06-6634-0690 FAX: 06-6634-0693

ホームページ/www.knt.co.jp/dantai/0239/

担当: 田川 清広 小林 里奈

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル8F

観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員

ポンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

営業時間: 月~金 9:30~18:00 (土日祝日休み)

休業日及び営業時間外の取消、変更のお申し出には対応ができませんので翌営業日の受付となります

総合旅行業務取扱管理者: 田川 清広

